

先端設備等に係る税制支援について

伊豆の国市では、年率3%以上の労働生産性の向上を見込む「先端設備等導入計画」及び投資利益率が年平均 5%以上となる「投資計画」の認定後、計画に基づき設備を新規導入した場合に、固定資産税の特例措置を受けられます。

対 象 者

個人事業主…常時使用する従業員数が1,000人以下
法人…資本金額又は出資金の額が1億円以下

資本又は出資を有せず従業員数が1,000人以下

次に該当する場合は対象外！

- ・同一の大規模法人から 1/2 以上出資を受ける法人
- ・2 以上の大規模法人から 2/3 以上出資を受ける法人

対 象 資 産

先端設備等導入計画に基づき取得した設備(償却資産)で、次の要件を満たすもの

資産の種類	取得価額	取得期間
機械装置	160 万円以上	計画認定後～令和7年 3 月 31 日
測定・検査工具	30 万円以上	
器具備品	30 万円以上	
建築付属設備	60 万円以上	

※生産、販売活動等の用に直接供されるものであること

※中古資産でないこと

特例措置の内容

新規取得設備にかかる固定資産税の課税標準額を、3 年間に限り 1/2 に軽減。

賃上げ方針を計画内に位置付けて従業員に表明した場合、令和 6 年 3 月 31 日までに取得したものは 5 年間、令和 7 年 3 月 31 日までに取得したものは 4 年間に限り、固定資産税の課税標準額を 1/3 に軽減。

特例措置の申請

特例措置を受けるには、申請が必要です。伊豆の国市役所商工課に先端設備等導入計画を提出し認定書の交付を受けた後、償却資産申告書とともに下記の書類の写しを提出してください。

<中小企業が申告する場合>

- ・先端設備等導入計画
- ・先端設備等導入計画の認定書
- ・投資計画に関する確認書

<リース会社が申告する場合>

左記の書類に加え下記書類が必要

- ・リース契約見積書
- ・リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計画書